

広島県水防計画の変更について

1 要旨・目的

広島県水防計画について、河川における基準水位の暫定運用の終了等を踏まえ、広島県水防協議会の承認（書面開催）を得て改定した。

2 現状・背景

広島県水防計画は、水防法に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際して、水防管理団体（市町）が行う水防が十分に行われることを目的として定めている。

毎年度、計画に関連する事項について変更等があった場合、広島県水防協議会の承認を得て必要な変更を行っている。

3 変更の概要

(1) 計画期間

—

(2) 変更にあたっての考え方

主な変更内容は次のとおりである。

(3) 取組の方向

ア 水位の観測、通報及び公表に係る変更

(ア) 河川における基準水位の暫定運用の終了

基準水位を定めている河川のうち、平成30年7月豪雨により重大な被害が生じた12河川13観測所において、平成30年7月から警戒レベルを引き上げた基準水位で暫定運用を開始した。このうち、災害復旧状況等を踏まえ、令和3年5月に9河川9観測所の暫定運用を終了した。

(イ) 危機管理型水位計及び河川監視カメラの増設

洪水時に特化した「危機管理型水位計」及び河川の様子や増水の状況を画像として提供できる「河川監視カメラ」について、令和3年度も引き続き順次設置し、運用する。

イ 水防車両（排水ポンプ車）の追加配備に伴う変更

県有排水ポンプ車について、平成30年度までに東部建設事務所（2台）及び東部建設事務所三原支所（1台）に配備しており、令和2年度に西部建設事務所に1台を配備し、県内一円において運用する。

ウ 洪水浸水想定区域の指定の終了に伴う変更

平成 27 年に水防法が改正され，県の対象河川においても想定最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を指定・公表することとしており，令和 3 年 3 月 29 日の指定・公表（14 河川）により，対象となる 63 河川全ての指定・公表が終了した。

エ その他所要の変更

【 項 目 】	【 修 正 内 容 】
別表第 3 水防管理団体一覧表	組織再編等による水防担当課の変更， 消防団員数の異動
別表第 11～別表第 16 洪水予報伝達系統図	関係機関連絡先の変更
別表第 27 ダム水位雨量等通報系統図	関係機関連絡先の変更
別表第 28 水防施設・備蓄資材一覧表	備蓄資材数量の修正
参考資料 4 広島県水防協議会役員名簿	水防協議会役員の変更
参考資料 8 中国電力の行う連絡系統図	インターネット回線への移行等に伴う 修正

(4) 根拠法令

水防法第 7 条第 1 項